

燕市障がい者基幹相談支援センター
令和7年度事業実績報告及び
令和8年度事業実施計画について

燕市障がい者自立支援協議会

1 令和7年度事業実施計画

燕市が目指す
相談支援体制について

複雑・多様化する相談ニーズに対応し、関係機関が連携して必要な支援を提供できるような体制の構築

相談支援専門員の資質向上及び相談支援事業所の相談支援力の向上



⇒ソーシャルワークの担い手としてのスキルアップ

【ポイント】 **官民協働の促進**と**地域に根差した相談支援体制**へ向けた体制の強化

① 基幹相談支援センター機能の一部機能委託先の拡充(1事業所⇒4事業所へ)

➡地域生活支援センターやすらぎへの一部機能委託を拡充し、やすらぎに加え、新たに、相談支援センターアリス、相談支援事業所つばくろ、相談支援事業所はばたきへ委託。
(相談支援事業所ひまわりについては、新たに「医療的ケア児等総合支援事業」を委託)

② 相談支援の地区担当制の拡充

➡相談支援専門部会を中心に検討を進め、令和5年6年の2年間試験運用を実施。
令和7年4月より本格運用開始予定。

③ 地域の相談機関等とのさらなる連携強化

➡協議会(各種部会)の企画・運営や、各種の相談機関等との連携会議の開催・参画の取組を強化し、関係機関との緊密化を図るとともに地域づくりを進める。



2 令和7年度事業実績報告

(1) 総合的・専門的な相談支援 障がいのある人やその家族、関係機関等からの相談に応じ、必要な支援を行いました。

事業名	実績等 ※集計期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
相談支援 (総合相談・専門相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・実人数 183 人 【内訳】下図1参照 ※前年同期 実人数 217人 ・延べ支援件数 562 件 【内訳】下図2参照 ※前年同期 延べ支援件数 748 件 <p>実人数は全体としては前年に比べ減少傾向であるが、「身体障がい」「重症心身障がい」「その他」は前年より増加(図1 障がい種別)している。特に、「その他」は障がい者手帳や精神障がいや発達障がいの診断を受けていない方であり、そういった方からの相談は今後も増加傾向になっていくと思われる。延べ支援件数も前年に比べ全体としては減少傾向であるが、これは基幹相談支援センターが担ってきた直接支援の役割が、市内の相談支援事業所に少しずつ移ってきていると分析しており、相談支援における役割の整理が進んでいる(図2 支援方法の内訳)。</p>

図1 障がい種別(人)

■ R6
■ R7

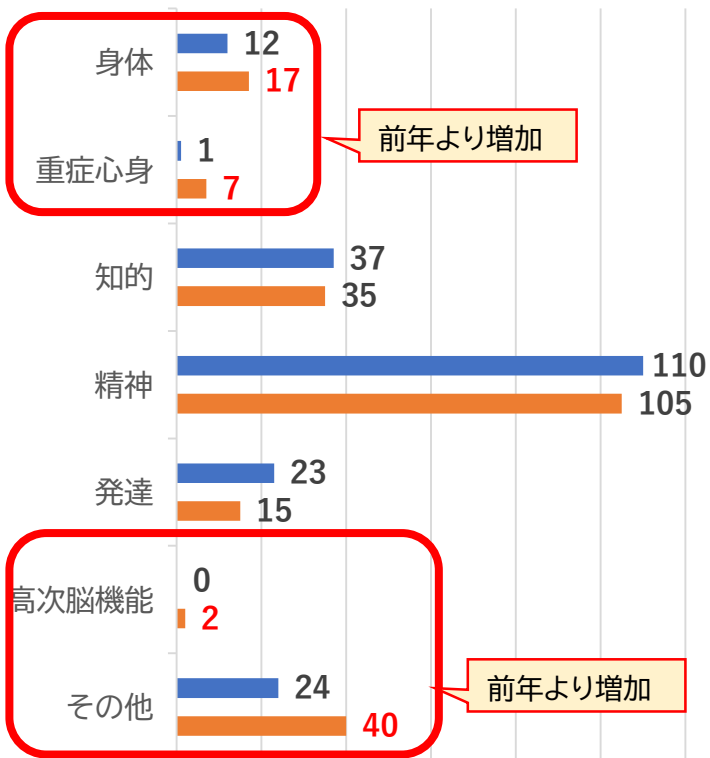


図2 支援方法の内訳(件)

■ R6
■ R7

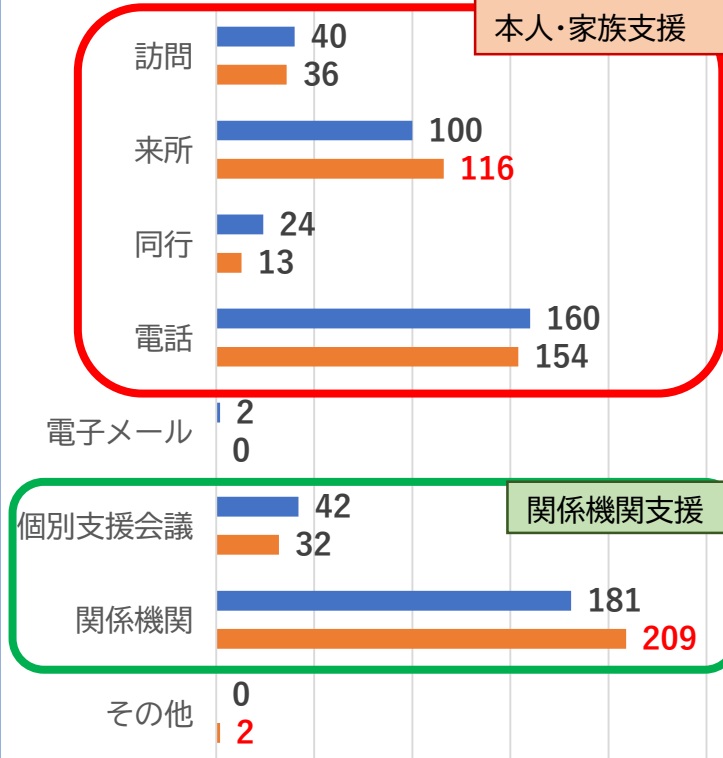
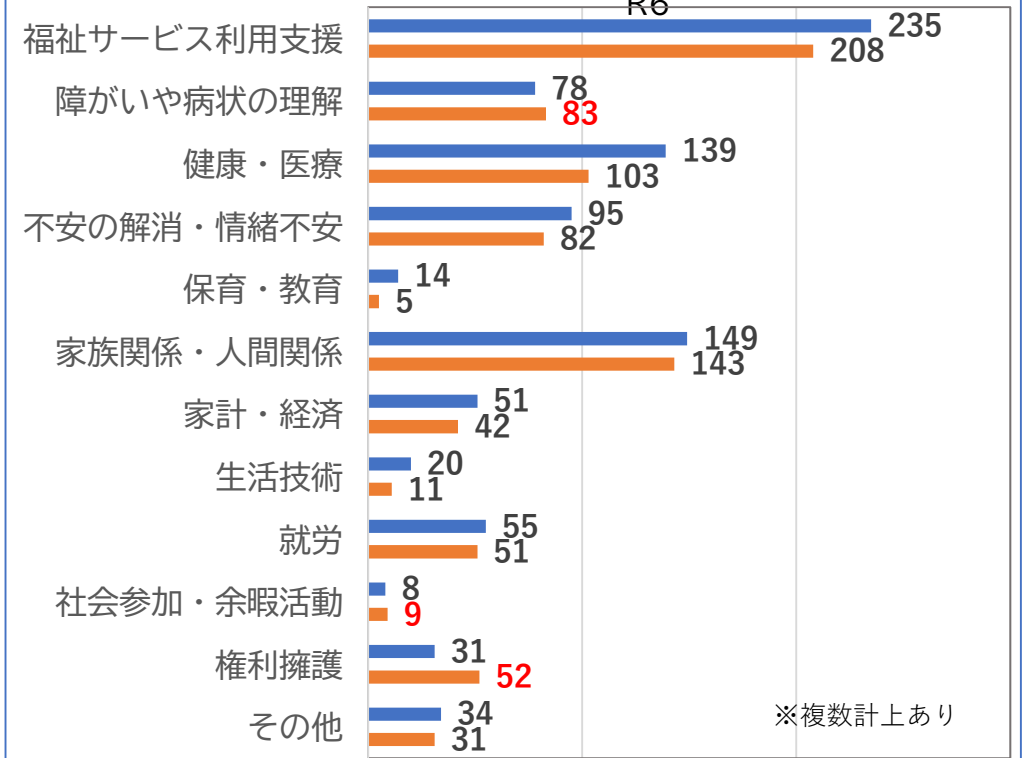


図3 相談内容の内訳(件)

■ R6
■ R7



(2)地域の相談支援体制の強化の取組

基幹相談支援センター機能の一部委託先の事業所と定期的に各事業の打ち合わせを行い、事業を進めました。

項目	事業名	実績等
相談支援事業所の人材育成の支援	相談支援事業所への助言・指導	<p>○基幹相談支援センター・医療的ケア児等コーディネーター事業運営会議の開催 基幹相談支援センターと医療的ケア児等コーディネーターを委託する事業所を集めた会議を開催し、情報交換や事業打ち合わせを行いながら、効果的な実施に努めた。 →実施回数:8回</p> <p>○相談支援事業所内のケース検討会への参加 相談支援事業所の求めに応じ、自事業所だけでは対応に苦慮している困難事例への助言やスーパーバイズを行った。 →実施回数:2回</p>
	相談支援専門員研修	<p>○個別援助技術をテーマにした研修を開催し、相談支援の資質の向上を図った。 ①7/31 『個別援助技術の実際①～相談支援専門員として必要な障害理解や視点、対応力について～』 講師:新潟医療福祉大学 心理・福祉学部社会福祉学科 渡邊 恵司 様 →参加人数:15名</p> <p>②8/29 『個別援助技術の実際～②『地域移行支援の捉え方・支援の方向性について～』 講師:新潟医療福祉大学 心理・福祉学部社会福祉学科 渡邊 恵司 様 →参加人数:13名</p>
	市内相談支援機関連絡会	<p>○定例会(「地域づくり検討会」)で事例検討を実施するとともに、地域課題の整理・課題解決に向けた取組について検討を行った。 →実施回数:6回</p>
個別事例の支援内容の検証	モニタリング結果の検証・点検	<p>○チェックリスト等を用いて相談支援専門員の作成した計画、モニタリング報告書に関する点検し、相談支援専門員個別面談を通じて適切なケアマネジメントが実施されているかどうか検証を行った。 →人数:市内全相談支援専門員 21名</p>
主任相談支援専門員の配置	主任相談支援専門員の配置	<p>○人材育成等を含んだ相談業務全般のマネジメント能力、社会資源の開発・連携や、地域社会への働きかけ等の役割を担う主任相談支援専門員の配置を積極的に進めた結果、基幹相談支援センター業務を委託している事業所(4か所)、相談支援事業所1か所に主任相談支援専門員を配置した。</p>

項目	事業名	実績等
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	<p>○市内相談支援機関連絡会(地域づくり検討会)で検討した事例から地域課題を選定し、相談支援専門員が協議会で説明した。令和6年度の反省点から検討方法を改善し、質問事項について事前に各委員へ個別に依頼した。結果、協議会当日は多くの情報提供をいただくことができた。また、今後の取り組み内容を整理し協議したことで、協議会終了後も継続的に課題と向き合うことができた。</p> <p>➡参加回数:1回</p>
	相談支援専門部会の企画・運営	<p>○相談支援事業の地区担当制本格運用が始まり、担当地区が明確になったことで地域包括支援センターとの連携が深まるなど地域づくりへの取組が進んだ。また、障がい児通所支援の調整等に関する対応への取組として、放課後等デイサービス利用児を中心とする障がい児通所支援の現状を把握するための調査を実施し、療育支援専門部会へ情報提供を行った。その他、相談支援専門員の質・知識の向上に関する取組やサービスガイドブックの更新、サービス事業所の空き状況の把握等を実施した。</p> <p>➡全3回</p>
その他(相談支援専門員の人材育成に関する事)	新潟県が実施する相談支援専門員研修(相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任者研修)	<p>○新潟県が実施する相談支援専門員研修のインターバル実習(OJT)受け入れを行った。</p> <p>➡相談支援従事者初任者研修受け入れ人数 5人 相談支援従事者現任者研修受け入れ人数 4人</p>

(3)自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

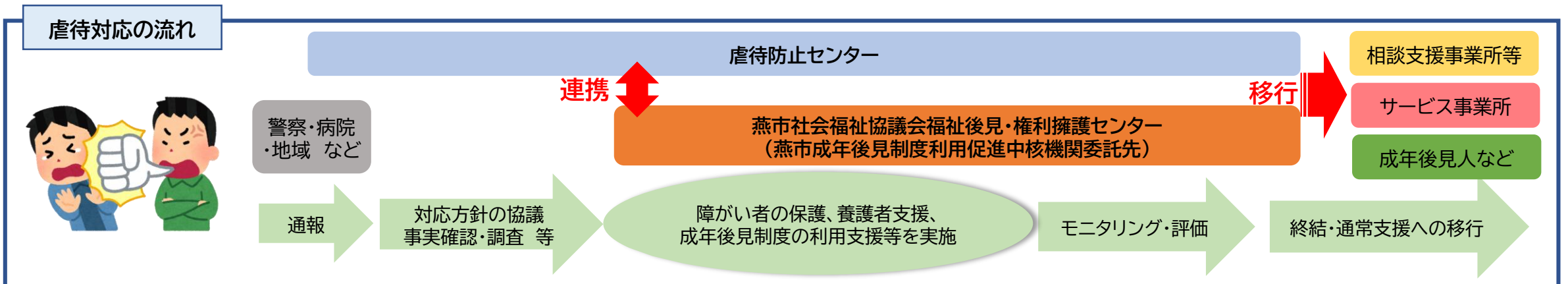
民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関・関係機関等との連携緊密化の取組等を行いました。

項目	事業名	実績等
協議会の事務局を担った上で、関係機関との緊密化の取組	協議会(各種部会)の企画・運営	<p>○基幹相談支援センターに留まらず、市内の相談支援事業所から各部会の企画・運営等に積極的に参画してもらった。</p> <p>(参考)事務局、委員の人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門部会 8人 ・つばめで暮らそう部会 3人 ・療育支援専門部会 4人 ・移動支援専門部会 3人 ・就労支援専門部会 1人
地域の相談機関との連携強化の取組	各種の相談機関等との連携会議の開催・参画	<p>○地域包括支援センターが主催する会議など、地域の相談機関との連携会議に参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア会議等 9回 ・民生委員児童委員協議会定例会 2回
他地域の支援機関等、障がい福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組	各種の相談機関等との連携会議の開催・参画(再掲) 県央圏域の各種会議等への参画	<p>○地域の相談機関との連携会議に加え、他地域の支援機関や障がい福祉分野以外の支援機関等との連携を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機関連携会議 6回 ・就労アセスメント担当者情報交換会 1回(16名出席) ・県央圏域障害者地域生活支援連絡調整会議 1回

(4) 権利擁護・虐待の防止

虐待に関する通報または届出を受理し、関係機関と連携して本人及び養護者等に対する支援を行うとともに、権利擁護のための取組を行いました。

項目	事業名	実績等
障がい者虐待防止センターの運営	虐待防止に向けた取組	(センターの運営)
	虐待に関する通報または届出受理	通報件数:25件(前年同期 32件)※P13参照
	虐待発生時の本人及び養護者等への支援	虐待種別の内訳、通報者の内訳ともに前年同様に「養護者」「警察」が多く、国や新潟県と同様の傾向が見られている。家庭における被虐待者と虐待者の人間関係(夫婦・親子間のトラブル等)が要因となり、通報に繋がる事案が多い。 ➡引き続き関係機関と連携しながら、虐待の未然防止・早期対応等を進めていく必要がある。
権利擁護に関する相談及び専門的支援	権利擁護に関する相談支援	(権利擁護に関する相談及び専門的支援) 障がい者虐待が発生した際や、成年後見制度に関する困難事案等において、燕市社会福祉協議会福祉後見・権利擁護センター(燕市成年後見制度利用促進中核機関委託先)と連携し対応を進めている。 ➡今後も連携を強化し、地域における複雑多様化するケースへの対応を進めていく。



3 令和8年度事業実施計画

燕市が目指す
相談支援体制について

複雑・多様化する相談ニーズに対応し、関係機関が連携して必要な支援を提供できるような体制の構築

相談支援専門員の資質向上及び相談支援事業所の相談支援力の向上

💡⇒ソーシャルワークの担い手としてのスキルアップ

【ポイント】官民協働による相談支援体制の強化と協議会への関与を通じた地域づくり

①地域の相談支援体制強化に向けた取組

基幹相談支援センターに配置された主任相談支援専門員を中心に、相談支援従事者が困難事例等に対応できるような後方支援を提供するとともに、研修会の開催や市内相談支援連絡会、スーパーバイズといった支援者支援を強化する。

②地域の相談機関等との連携強化

地域包括支援センターの地区割を踏まえ、基幹相談支援センターの機能を効果的に配置することで、介護や福祉サービスの連携を促進し、地域密着型のソーシャルワークを実践する。

③協議会(部会も含む)の活性化

協議会に参画し、個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制整備に向けた協議の活性化を図る。



(1)総合的・専門的な相談支援

障がいのある人やその家族、関係機関等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。

項目	事業名	内容
総合的・専門的な相談支援	相談支援(総合相談・専門相談)	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を実施。 (地域の関係機関に対する、障がい者等の支援に係る専門的助言等も含む)

(2)地域の相談支援体制の強化の取組

これまでの取組を継続しながら、市内相談支援機関連絡会などの事業内容の検証を図り、更なる活性化を目指します。

項目	事業名	内容
相談支援事業所の人材育成の支援 や支援の質の向上のための取組の 支援	相談支援事業所への助言・指導	・基幹相談支援センター・医療的ケア児等コーディネーター事業・地域生活支援拠点 等運営会議の開催(月1回を目安) ・相談支援事業所のケース検討会への参加
	相談支援専門員研修	・年に2回開催(専門家を招いての実践的な研修を予定)
	市内相談支援機関連絡会	・定例会(「地域づくり検討会」)で事例検討を実施するとともに、地域課題の整理・ 課題解決に向けた取組について検討を行う。
個別事例の支援内容の検証	モニタリング結果の検証・点検	・チェックリスト等を用いて相談支援専門員の作成した計画、モニタリング報告書に 関する点検を実施する。 ・相談支援専門員個別面談を通じて適切なケアマネジメントが実施されているかど うか検証を進める。 対象者:市内全相談支援専門員
主任相談支援専門員の配置	主任相談支援専門員の配置	・人材育成等を含んだ相談業務全般のマネジメント能力、社会資源の開発・連携や、 地域社会への働きかけ等の役割を担う主任相談支援専門員の配置を積極的に進 める。
協議会における個別事例の検討を 通じた地域のサービス基盤の開 発・改善	協議会における相談支事業所の 参画による事例検討の実施	・地域生活支援拠点連絡調整会議または基幹相談支援センターにより把握された 事例を協議会において検討することで、協議会の活性化を図り、地域課題への取組 を積極的に進める。

(3)自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関・関係機関等との連携緊密化の取組等を継続して行っています。

項目	事業名	内容
協議会の事務局を担った上で、関係機関との緊密化の取組	協議会(各種部会)の企画・運営	複雑多様化する地域課題等に対し、ソーシャルワークの担い手として、障がい福祉系や地域の支援者等と連携を密に図りながら主体的に参画を進めていく。
地域の相談機関との連携強化の取組	各種の相談機関等との連携会議の開催・参画	障がい分野以外の相談機関(高齢分野、児童分野、生活困窮、ひきこもり、医療・保健、就労など)との連携を目的とした会議・研修会への参加。
他地域の支援機関等、障がい福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組	各種の相談機関等との連携会議の開催・参画(再掲) 県央圏域の各種会議等への参画	圏域にかかる各分野の会議に積極的に参加し、他地域の支援機関等とも顔の見える関係づくりを構築していく。

(4)権利擁護・虐待の防止

虐待に関する通報または届出を受理し、関係機関と連携して本人及び養護者等に対する支援を行うとともに、権利擁護のための取組を行います。

項目	事業名	内容
障がい者虐待防止センターの運営	虐待防止に向けた取組	虐待リスクの高い世帯への積極的なアプローチ支援、緊急時の受入先の確保に向けた取組(障がい福祉系と協働で実施)など、地域生活支援拠点等整備事業の運営と合わせて取組を実施する。
	虐待に関する通報または届出受理	
	虐待発生時の本人及び養護者等への支援	
権利擁護に関する相談及び専門的支援	権利擁護に関する相談支援	燕市社会福祉協議会福祉後見・権利擁護センター(燕市成年後見制度利用促進中核機関委託先)と連携し、相談対応を進める。

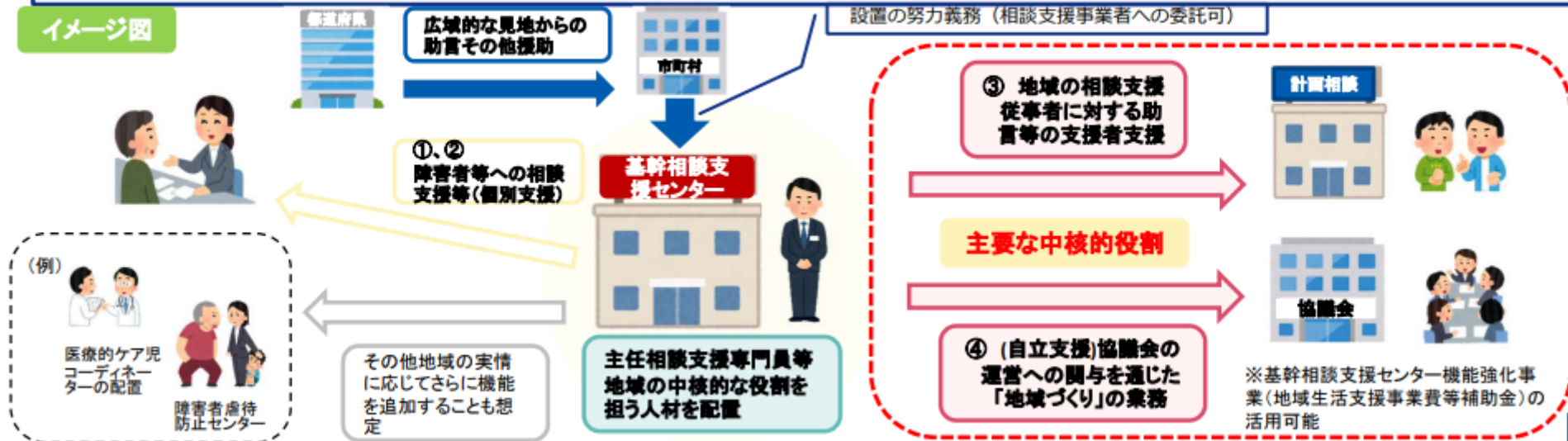
參考資料

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

※令和6年4月1日施行

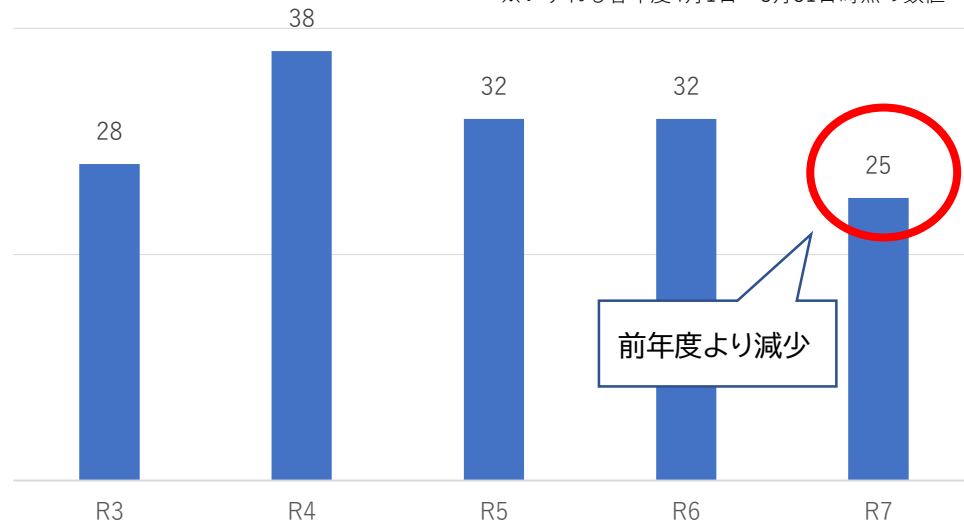
- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) 新
 (一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
 (身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
 (地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
 (法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)
- 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
- ③④が主要な「中核的な役割」
- ※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(法第77条の2第7項)



①虐待通報件数の推移

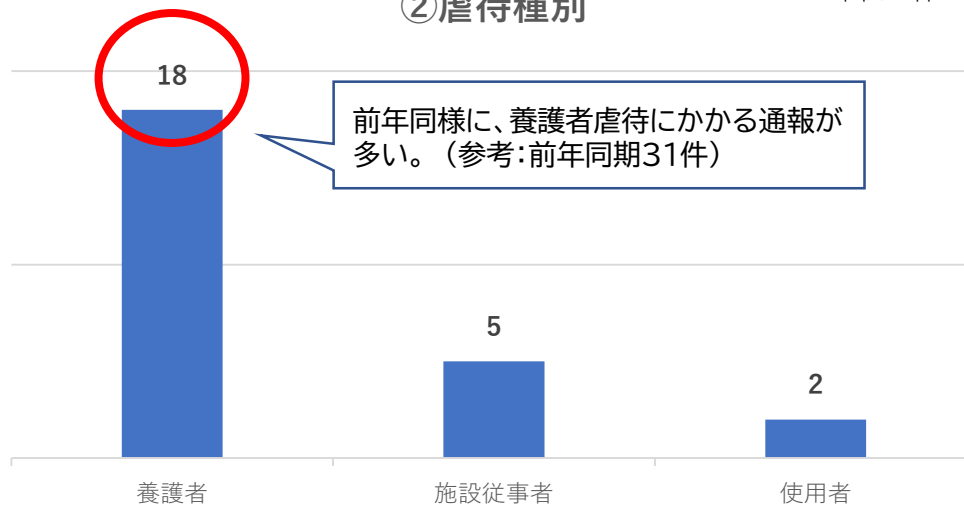
単位：件

※いずれも各年度4月1日～3月31日時点の数値



②虐待種別

単位：件



③通報の内訳

単位：件

